

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年二月三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年一月二十六日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬二百七十二番一地从先から埼玉県羽生市大字小松字小松四百七十一番二地先まで</p> <p>埼玉県羽生市大字中岩瀬字中岩瀬四百三十一番三地从先から埼玉県羽生市大字中岩瀬字中岩瀬四百三十三番地先まで</p> <p>埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬二百四十九番四地从先から埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬二百五十二番地先まで</p> <p>埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬二百五十八番一地从先から埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬二百五十三番地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>七百八十・〇〇</p> <p>四十二・九八</p> <p>百二十五・〇〇</p> <p>百五・七五</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十四・〇から十七・五</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

<p>埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬六百二番地先 から埼玉県羽生市大字中岩瀬字中岩瀬百九十六 番地先まで</p>	<p>二百二十八・九七</p>	<p>六・〇</p>	
<p>埼玉県羽生市大字中岩瀬字中岩瀬百九十八番一 地先から埼玉県羽生市大字中岩瀬字中岩瀬百八 十九番地先まで</p>	<p>百三十・二七</p>	<p>六・〇</p>	
<p>埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬六百二番地先 から埼玉県羽生市大字中岩瀬字中岩瀬百九十二 番地先まで</p>	<p>百五十六・一九</p>	<p>六・〇</p>	
<p>埼玉県羽生市大字中岩瀬字中岩瀬三百九十番地 先から埼玉県羽生市大字中岩瀬字中岩瀬二百二 十一番一地先まで</p>	<p>三百四十七・〇二</p>	<p>六・〇</p>	
<p>埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬六百二番地先 から埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬六百八番 一地先まで</p>	<p>百・〇〇</p>	<p>八・〇</p>	

